

長崎市業務執行上における事件、事故等に係る情報の公表に関する
ガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、本市の業務執行上において発生した事件、事故等（以下「事件等」という。）に係る情報の公表に関する基本的な考え方、判断の目安等を定めることにより、市政の透明性の向上を図るとともに、事件等の発生時における市民、利用者等（以下「市民等」という。）の被害及び混乱の最小化並びに本市としての説明責任を果たし、もって市民等の不安の解消及び市政への信頼の維持・回復につなげることを目的とする。

(公表の対象とする事件等)

第2条 次の各号に掲げる事件等のうち、被害等の態様や程度、社会的影響の大きさ、法令との関係、再発防止・類似被害防止の必要性等を勘案し、緊急性又は重大性があると判断されるものについては、原則として公表するものとする。

- (1) 市民等の身体、生命、財産等に直接損害を与える事件等
- (2) 市民等に不安又は不信感を与える事件等
- (3) 本市に損失を与え、又は本市の信用を失墜させる事件等

2 前項の規定により公表する事件等の種類及び判断の目安等は、別表のとおりとする。

(公表の例外)

第3条 前条の規定にかかわらず、事件等に係る情報が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該情報を非公表又はその一部を非公表にすることができるものとする。

- (1) 公表することにより被害者等に不利益をもたらすおそれがある場合

(被害者が公表を望まない場合を含む。)

(2) 公表することにより警察等の捜査、裁判等に支障をきたすおそれがある場合

(3) 公表することにより本市の業務に著しい支障をきたすおそれがある場合

2 前項の規定により非公表又はその一部を非公表としたものについては、事情の変化等により前項各号のいずれにも該当しなくなったときは、当該情報を公表するよう努めるものとする。

(公表内容)

第4条 公表する内容は、事件等の発生状況、被害状況及び原因並びに今後の対応方針及び再発防止策を基本とする。ただし、事件等の発生を速やかに公表する必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、事件等に係る情報のうち長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）第7条各号に規定する非公開情報に該当するものは、公表しないものとする。

(公表方法)

第5条 事件等に係る情報の公表は、当該事件等に係る所管課が報道機関へ情報提供するとともに本市のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。この場合において、必要に応じて本市のSNSによる公表も併せて行うものとする。

2 前項の規定によるもののほか、特に市民等の関心が高いと判断される事件等については、必要に応じて記者会見を行うものとする。

(公表時期)

第6条 事件等に係る情報の公表は、速報性を優先するものとし、事件等の詳細を把握できない場合であっても当該公表時点で把握している事実

を速やかに公表するものとする。

2 前項の規定による公表後に新たに把握した詳細な内容、状況の変化、対応策の決定、その実施等については、続報の公表を行うことにより、市民等に不安及び混乱を招かないよう努めるものとする。

3 前条第1項の規定により本市のウェブサイトで公表したものに係る公表期間は、1年間を目安とする。

附 則

このガイドラインは、令和8年10月1日から施行し、同日以後に発生する事件等から適用する。